

滝沢市自治基本条例の 検証に関する報告書

滝沢市自治基本条例検証委員会

(令和2年3月27日)

答 申

令和2年2月10日付け、滝地推第1403003号で諮問のあった「滝沢市自治基本条例の検証について」について慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得たので答申する。

令和2年3月27日

滝沢市長 主濱 了 様

滝沢市自治基本条例検証委員会

会長 高橋秀行

目 次

はじめに	1
1 条例の構成と実効性の検証について	
(1) 滝沢市自治基本条例と関連する3条例との関係性	2
2 地域コミュニティの現状について	
(1) 地域づくりの歩み	3
(2) 先駆的な地域の取組み	
①ごみ減量化の取組み（小岩井自治会）	5
②住民協働除雪の取組み（上の山自治会）	6
3 提言事項	
(1) 指摘事項	7
(2) 助言的事項	8
おわりに	9
滝沢市自治基本条例検証委員名簿	10
滝沢市自治基本条例検証委員会 検証経過	11

【参考資料】

1. 滝沢市自治基本条例検証委員会中間報告書
2. 滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について
3. 滝沢市議会基本条例の運用状況等の検証結果について
4. 滝沢市地域コミュニティ基本条例の運用状況等の検証結果について
5. 地域づくり懇談会等の活動状況について

はじめに

滝沢市自治基本条例は、地方分権の進展や多様化する住民ニーズなど社会環境の変化を背景として、「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現し、住民自治の深化を図ること」と「市民主体の地域づくり」を実現するため、約4年にわたる議論とたきざわ未来創造会議をはじめとした多くの市民の参画により策定され、平成26年4月に本市における最高規範として施行されました。

本条例は、滝沢市における自治の基本原則を明らかにし、地域づくりにおける市民の権利と責務、市議会や行政が担うそれぞれの役割を定めたものであり、その内容は常に時代や社会情勢の変化に沿っていることが求められております。

滝沢市自治基本条例検証委員会は、本条例の運用状況及び地域づくりに関し調査及び審議を行い、適切な措置を講じるよう提言するための機関として設置され、平成29年3月の第1回会議から今日まで、本市を取り巻く情勢を勘案しながら、それぞれの立場による経験と知見をもとにした広範な議論を進め、住民自治のあるべき姿を検討してまいりました。

このたび、令和2年2月10日付けで、市長から「自治基本条例の運用状況について」の諮問を受け、今までの検討委員会での検討結果をこの報告書として取りまとめました。本答申が住民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、条例の基本理念・目的の実現に向けた市政運営の一助となることを願うものであります。

1 条例の構成と実効性の検証について

(1) 滝沢市自治基本条例と、関連する3条例との関係性

滝沢市自治基本条例は、市民憲章や目指す地域の姿、そして地域づくりに関する基本原則などが定められており、市民、議会、行政が一体となり、みんなが共有する地域づくりのルールとなっています。

滝沢市自治基本条例に定める議会の運営原則などを詳しく定めたものが『滝沢市議会基本条例』、行政運営などを定めたものが『滝沢市行政基本条例』、そして、市民の地域づくりに関するルールを定めたものが『滝沢市地域コミュニティ基本条例』です。

当検証委員会では、滝沢市自治基本条例と、関連する3つの条例との関係性について検証を行ってまいりました。

①滝沢市議会基本条例には自己検証の仕組みがあり、その検証の結果を外部有識者がチェックする仕組みが出来上がっています。

②滝沢市行政基本条例においても同様に自己検証の仕組みがあり、現在はその検証結果を滝沢市総合計画審議会に報告する流れになっています。

③滝沢市地域コミュニティ基本条例においては、地域別計画を検証する仕組みが出来上がっておりますが、条例自体の検証は今後の課題となります。

このように、関連する3条例についての現状を確認し、今後の検証のあり方を調査してまいりました。

市の関係する担当課で議論をし、議会基本条例については、自己検証結果を当検証委員会へも共有いただき、自己検証結果は尊重をしつつも、その上で自治基本条例と照らし合わせて市民目線に立って検証委員会の立場として意見・アドバイスを行っていく。行政基本条例については、評価は今まで通り自己評価で行うが、その報告をこれからは当検証委員会に報告することで検討しており、報告の中身について自治基本条例と照らし合わせながら条文の視点に立った中でアドバイス・助言ができるという方向で進めていくという流れを確認したところです。

当委員会としてもそれぞれの自己評価しているところと市民目線をつなぐ提言や市民に見えやすく評価しやすい枠組みを示すことを目指していきたいと考えているところであり、これらの事項が確認され、今後の方向性が導き出されたことは今期の検証の大きな成果であります。

2 地域コミュニティの現状について

(1) 地域づくりの歩み

滝沢市における地域づくりは以下のような変遷となっています。平成30年度に地域別計画の見直しが行われ、令和元年度から新たな計画がスタートしており、今後それぞれの地域で新たな展開が図られることが期待されています。

時期	出来事
明治 22 年	村制施行、滝沢、鶯飼、大沢、篠木、大釜の 5 か村が合併し、「滝沢村」が誕生
～昭和 40 年代	各地域に「部落会」結成
昭和 46 年	「滝沢村自治会連合会」組織化（13 自治会） 人口 12,500 人
昭和 53 年	人口 20,000 人（18 自治会）
昭和 59 年	人口 30,000 人（ ” ）
平成 4 年	人口 40,000 人（21 自治会）
平成 12 年	21 世紀前半における滝沢市の地域整備方針として『滝沢地域デザイン※1』を策定 住民と行政が協働で進めるまちづくりがスタート 人口 50,000 人（25 自治会）
平成 14 年	村内 10 地域に「まちづくり推進委員会※2」が立ち上げられ、同時に地域と行政をつなぐ『まちづくり協働推進職員』（地域ごと 2 名）を配置
平成 17 年	各地域のビジョンを共有し、協働して行うまちづくり活動の指針として『滝沢地域ビジョン※3』を策定
平成 26 年 1 月	市制移行（滝沢市誕生） 『住民自治日本一』を掲げる。市民主体の地域づくりへ
平成 27 年	『地域別計画』の策定 地域別計画を推進する組織として、市内 11 地域に『地域づくり懇談会※4』が立ち上げられる。
平成 28 年	地域づくり懇談会を支援するため『地域づくり支援職員』（地域ごと 3 名）を配置→H14 からの『まちづくり協働推進職員』は廃止
平成 30 年	地域別計画の見直し 人口 55,000 人（30 自治会）
令和元年	第 1 次滝沢市総合計画後期基本計画がスタート。31 自治会となる。

※1. 滝沢地域デザイン

「滝沢地域デザイン」は、平成 12 年度に 25 年後（平成 37 年）の社会情勢を見据え、快適な生活環境が整備された滝沢市（策定時は滝沢村）の将来像を描き、住民の発想や意見が反映された整備方針を策定したものです。滝沢市の全体構成、地域別の将来目標、道路ネットワーク構想、市内 10 地域の地域別のまちづくり方針で構成されています。

※2. まちづくり推進委員会

「滝沢地域デザイン」は、地域住民の発想や意見を基に、地域の将来像、まちづくり方針を設定したのですが、地域の総意を取り入れ、滝沢地域デザインに定めた想いを実現するために、平成 14 年に村内 10 地域に「まちづくり推進委員会」が設置されました。

まちづくり推進委員会の設置と同時に、まちづくり協働推進職員を各地域に 2 名配置、後に策定された地域ビジョンの実現を図るため、地域と行政の協働によるまちづくりの活動が行われています。

※3. 滝沢地域ビジョン

「滝沢地域ビジョン」は、平成 12 年度に策定した「地域デザイン」にある地域の思いを、第 5 次滝沢村総合計画の基本構想における基本的な考え方に沿って、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で実現できるよう具現化した実行計画です。第 5 次滝沢村総合計画では地域ごとの計画として位置づけられています。地域ごとの基本方針として地域課題解決の「地域」と「市行政」の役割分担について明確化したまちづくり活動の指針となっています。

※4. 地域づくり懇談会

滝沢市地域コミュニティ基本条例に基づき、平成 27 年に市民が主体となり地域自らが「地域別計画」を策定し、この計画を推進するために市内 11 地域に自治会や老人クラブ、子ども会育成会、学校 P T A などから組織される「地域づくり懇談会」が設置されました。

地域別計画の計画地域が、従前より設置されていた「まちづくり推進委員会」とほぼ同じであるため、多くの地域ではまちづくり推進委員会を発展的に解消し、「地域づくり懇談会」へ移行する形で設置していますが、3つの地域では「まちづくり推進委員会」を残しつつ、新たに懇談会を設置しています。

(2) 先駆的な地域の取組みについて

自治基本条例の理念に基づく「住民自治」を地域主体で実践している取り組みがあります。地域コミュニティ基本条例に基づき、「地域デザイン」から「地域ビジョン」へ、それを基にした「地域別計画」と、目指すべき地域のかたち、守りたい地域の価値のビジョンを地域住民で作り上げたことは評価すべき点であります。優れた取組みが多数ある中、事例を2つここに紹介します。

① ごみ減量化の取組み（小岩井自治会）

小岩井自治会では、子ども会の資源回収が無い冬の期間にごみステーションを解放し、ごみ収集のない土日の集積所を活用し、独自に資源ごみを回収しています。

土曜日に、終日自治会内19箇所のゴミ集積所を開放。好きな時間に最寄りの集積所に資源ごみを持って行き、翌日の日曜日には9時から業者が集積所をまわり、資源ごみを回収していくという仕組みです。

資源ごみを業者へ売り払い、お金を受け取らない代わりに、地域内の集積所を回って回収してもらうことを実現。2回の実施で7,370kgの回収（減量化）に成功しています。



②住民協働除雪の取組み（上の山自治会）

上の山自治会は、滝沢市鶉飼で市内の小高い場所にあり、冬の冷え込みはかなり厳しく市内でも雪が多い場所です。また、高齢化率が約46%と市内で一番高い自治会であり、業者の除雪によって家々の玄関先に置かれた固くて重い雪の塊は住民の悩みの種となっていました。

このような中、除雪車を業者と供用し、地域のオペレーター経験者により「まごごろ除雪隊」を結成し住民主体の除雪作業を実現。当初は国交省の補助金を活用していましたが、現在は市民から除雪負担金を徴収し、補助金に頼らず実施しています。大雪のあった平成29年度も当該地域の除雪苦情は0件（市全体で1,166件）であり、自分ごとという意識により活動されています。

住民協働除雪という協働作業を通じて、「自分たちの地域は自分たちで良くできる！」という自信にもつながり、以後の自治会活動への参加意欲も向上しています。



3 提言事項

滝沢市自治基本条例の共通理念として一番の目的は、市民と行政と議会の三者が協働して「住民自治日本一」を目指すこととあります。「市民」は自治の主体として自らの活動により地域づくりの推進に努め、「行政」と「議会」は、地域づくりを進める際、市民の皆さんに参加していただくことでその想いを把握し、それを反映した政策を展開していくことが重要であります。住民自治日本一に向かって、滝沢市自治基本条例に沿った形で関連する3つの条例が運用されているのか、当委員会ではその検証の方法を調査してまいりました。今後においても自治基本条例の理念の実現に向け、三者がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動し、協働により地域づくりを推進していくことが大切です。

(1) 指摘事項

① 滝沢市議会基本条例について

滝沢市自治基本条例第23条第3項「議会は、議会評価を行う場合は市民が参加できるよう努める」、滝沢市議会基本条例第35条第4項「議会は、議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする」という条文と照らし合わせると、現在の自己評価の仕組みに市民の参加の仕組みが不足していると思われることから、今後議会には、議会改革に関する情報を市民により積極的に発信し議会改革推進会議に外部の視点を導入することや、「議会評価委員会」を設置し市民公募委員を加えることなど市民参加の仕組みの構築が必要であると考えます。

② 滝沢市行政基本条例について

滝沢市行政基本条例の自己評価については、市民目線に立った評価にするとともにその結果を自治基本条例検証委員会に報告し、検証委員会はその内容が自治基本条例と整合性が図られているかを検証し、必要に応じて市長に提言するものとします。

③ 滝沢市地域コミュニティ基本条例について

滝沢市地域コミュニティ基本条例において、これからの地域づくりは自治会をはじめとする様々な団体の連携・協力により組織される「地域づくり懇談会」を中心に推進することとされており、地域ごとに平成27年から8年間の「地域別計画」が策定され、平成30年度に中間年で見直しを実施しており、担い手の高齢化や若い世代がなかなか参加できないこと、参加者の広がりについて、NPOと地域との関係性など解決すべき課題が検証のポイントとして上がっております。次期の検証委員会ではこの部分の検証が重要なポイントとなります。

④市民参加条例について

滝沢市自治基本条例第11条（市民参加等）第7項において、「市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします」として、市政への参加手続きを定める「市民参加条例」の制定を記載しておりますが制定はされておられません。将来的な市民参加条例の制定を視野に入れつつ、当面は各条例の自己検証への市民参加の機会や枠組みを構築することが必要です。

(2) 助言的事項(次期検証委員会における検証について)

次期の検証委員会においては、次の事項の検証が必要であると想定されます。

- ①行政基本条例の自己検証結果の再検証作業（自治基本条例関連部分）。
- ②議会に対し、市民参加の議会評価委員会設置を働きかける（議会との意見交換など）。
- ③滝沢市地域コミュニティ条例が定めた「市民主体の地域づくり」の成果と課題について、地域づくり懇談会からのヒアリング、地域別計画の進捗状況などの自己検証結果などを踏まえながら、取りまとめる。
- ④自治基本条例の条文（前文を含む）見直しの必要があるかどうかの検討。
- ⑤自治基本条例各条文の運用状況の検証作業。

おわりに

本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来、また刻々と変化する社会経済状況など、本市を取り巻く状況は厳しさを増しており、これまで以上に市民一人ひとりが自治の主体として自ら考え、行動することが必要となっています。

自治の主体である市民が幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、自治基本条例が今後も広く市民に浸透するとともに、本報告書が市民にとって「この市に住んでいてよかった」と感じるができる地域づくりに寄与することを期待いたします。

滝沢市自治基本条例検証委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	所 属
1	一号委員 (公募)	藤 居 宏 一	元たきざわ未来創造会議代表
2	二号委員 (学識)	高 橋 秀 行	岩手県立大学総合政策学部教授
3	〃	多 田 晃 子	滝沢市総合計画審議会委員
4	三号委員 (団体)	下 田 富 幸	滝沢市自治会連合会会長
5	〃	山 下 金 吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会長
6	〃	阿 部 正 喜	滝沢市商工会会長
7	〃	佐 藤 正 和	滝沢市学童保育連絡協議会会長
8	〃	高 橋 弘 美	滝沢市地域婦人協議会会長
9	四号委員 (その他)	役 重 眞喜子	花巻市教育委員・花巻市コミュニティアドバイザー

滝沢市自治基本条例検証委員会 検証経過

開催回	日時	内容等
第1回	平成29年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の概要について ・自治基本条例検証委員会条例の概要について
第2回	平成29年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・関連条例の検証結果の報告について ・検証委員会の進め方について
第3回	平成29年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・検証委員会のロードマップの見直しについて ・滝沢市自治基本条例の解説と検証のポイントについて
第4回	平成30年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・滝沢市自治基本条例の解説と検証のポイントについて ・中間報告書について
第5回	平成30年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書について ・滝沢市自治基本条例運用状況にかかる評価指標について ・滝沢市における地域づくりについて
第6回	平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・関連条例の運用状況の報告について ・地域づくり懇談会等の活動状況について
第7回	平成31年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期検証委員会における検証のあり方について ・最終報告書のまとめ方について
第8回	令和元年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期検証委員会における検証について ・最終報告書について
第9回	令和2年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書について